第２期和泉市人権教育・啓発推進計画骨子

参考資料　1

1　策定趣旨

●本市では、国連や国の動きなどを受けて平成 11 年（1999 年）に「人権教育のための国連和泉市行動計画」を策定し、人権に関する様々な課題の解消だけでなく、豊かな人権文化を築くための人権教育という考え方の普及に努め、さまざまな課題を含む包括的な人権教育を推進してきた。平成 19 年（2007 年）11 月には「和泉市人権教育のための新計画」（平成 28 年まで）を策定し、その後、平成 28 年８月に実施した「人権問題に関する市民アンケート調査」の結果をふまえた答申や、この時期に相次いで施行された、いわゆる「人権三法」（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法）等の考え方を基盤として、平成 29 年 12 月に「和泉市人権教育・啓発推進計画」を策定した。本計画が、令和８年度末で計画期間が終了となることから、新たに計画を策定する。

●本計画は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第５条の規定に基づき策定するものであり、「第６次和泉市総合計画」の基本目標２「安心して自分らしく過ごすことができるまちの実現」を実現するための計画として、誰もが心身ともに健康で、人権が尊重され、安心して自分らしく活躍できるまちをめざしている。

2　計画の位置づけと期間

（1）計画の位置づけ

●「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」においては、人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と、人権啓発を「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」と定義している。市の責務として、本計画に基づき、人権教育及び人権啓発の推進に関する必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の自主性を尊重し、人権意識の高揚に努めるものとする。

（2）計画の期間

令和９年度から令和１８年度を期間とし、状況に応じ中間見直しを行う。

3　計画策定の考え方とポイント

●本計画は、和泉市の地域特性を最大限に活かした「独自性」と、前例にとらわれない「革新性」を両輪として策定する。客観的な統計データや実態調査に基づくエビデンスを意思決定の基盤とし、社会情勢の変化に応じて柔軟な見直しを行うことで、実効性を担保する。また、施策ごとに成果指標（KPI）と目標値を明確に定め、市全体の各種計画を横断的にマネジメントするとともに、アクションプランを通じて関係各課の進捗を厳格に管理する。さらに、「自助・共助・公助」の三者が緊密に連携する仕組みを構築し、市民・地域・行政が一体となって本市の課題解決と持続可能な発展に取り組むための指針とする。

■「令和７年 12 月 11 日～令和８年１月８日」調査実施

調査対象	配布数	回収数	回収率
本市住民基本台帳に登録されている満 18 歳以上の市民から無作為に抽出した男女 3,000 人	3,000 件	1,127 件	37.5%

4　アンケートから見た和泉市に求められる姿

●差別や人権問題に対する考え方について

人権問題の認知度は全体的に「内容まで知っている」割合が低い傾向（問 4 最も高いもので北朝鮮問題の 39.0%）。情報の入手経路は「新聞・ＴＶ・ラジオ」が最も高いが（問 7 61.7%）、「インターネット」の割合も増加している（問 7 34.2%）。今後は、各種条例や相談窓口のさらなる周知とともに、市民が関心を持ちやすく参加しやすい啓発事業やイベントの展開が必要。【A】

「差別」に対する考え方では、『差別は人間として恥ずべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しない人にならなければならない』に対して「そう思う」の割合が高く（問 6 60.6%）、人権尊重の基本理念は広く認識されている。一方、『差別は法律で禁止する必要がある』という考え方に対する肯定的回答の割合は、大阪府の割合より低く、年代別でみると 20 歳代から 60 歳代で割合が低くなっており（問 6 20 歳代で 10.5%、30 歳代で 10.0%）、差別という定義の明確化や理解促進への取り組みが必要。【A】

自身や家族が人権侵害を受けた際の対応としては「身近な人（家族や友人、教師など）に相談する」が最も高く（問 10 60.2%）、平成 18 年度以降増加傾向。相談しやすい体制づくりが引き続き重要である。【B】

●人権問題に対する行政の取組について

人権問題の解決に向けた施策のうち「内容まで知っている」ものの割合は全体的に低い（問 11 最も割合の高いもので『啓発ポスター』14.2%）。すべての施策で周知が必要な状況。

また、『人権相談窓口』について認知している人ほど、「差別を受けた人との交流や協働を進めていくことは重要である」という考えについて肯定的に回答する割合が高くなっている（問 11-6）。同様に、「障がい者の人権問題」「同和問題（部落差別）」のイベント等に参加している回数が多い人ほど、差別を問題視する傾向が強くなっている（問 13）。今後は、各種条例や相談窓口のさらなる周知に加え、施策・条例に関する広報や情報の発信とともに、市民が関心を持ちやすく参加しやすい啓発事業やイベントの展開が求められる。【A】

●**人権課題について：**多分野において問題や課題がみられる状況であり、個別の人権課題のみならず複合差別への対応を検討していくことが重要。インターネットについては、書き込みなどを通じて、様々な人権侵害がみられる場となっていることから課題横断的に取り扱うことが必要。

同和問題（部落差別）：就職や結婚において「差別はある」とする回答が依然として存在するが（問 22　就職 7.4%、結婚 13.6%）、こどもが同和地区の人と結婚しようとした場合に、親として「賛成する」割合（47.1%）が高まっており、親戚を含めた反対割合は減少傾向にあるなど、変化もみられる。現状の啓発事業の効果がみられることから、継続的に実施していくことが重要。また、同和問題についての差別として「あると思う」の割合が高いものとして『インターネット上に誹謗中傷などが掲載されること』（25.5%）『インターネット上に同和地区と呼ばれる地域の所在地リストや動画・写真などが掲載されること』（24.8）が挙げられており、特に、インターネットと連動した差別には注意が必要。【C】

こども分野：「いじめ」や「虐待」を問題視する声が多い（問 29 いじめ 81.0%、虐待 74.9%）。

女性・性的マイノリティ分野：職場においてセクシャル・ハラスメント（43.8%）や出産・育児等に対する配慮不足（38.4%）を問題視する女性が多い。【D】

高齢者分野：「詐欺や悪徳商法の対象として狙われる」（問 32 56.5%）ことや、「高齢者を狙った犯罪などの取り締まりを強化する」（問 33 59.1%）ことが問題視・課題視されている。【D】

障がい分野：「就職が難しい、労働条件が不利など働くための環境がよくない」（問 34 52.6%）ことや、「道路や建物の段差を解消するなど、バリアフリーのまちづくりなどを推進する」（問 34 41.6%）ことが課題として挙げられている。【D】

外国人分野：「就職・職場で不利な扱いを受けること」（問 24 36.6%）が問題とされている。【D】

5　国の最新の動向

●**基本的な考え方**　令和７年６月６日閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」に基づき、日本国憲法や国際人権規約の趣旨に則って、共生社会の実現に向けた取組みを推進している。具体的には、国や地方公共団体、企業などの各実施主体が連携し、国民の生涯にわたる多様な学習機会を提供することを目指し、対象者の発達段階や地域の実情に応じ、日常生活の経験を取り入れた効果的な手法を用いることが求められている。

●**特に重点的に強化された分野・内容**　情報化社会の進展に伴う「インターネット上の人権侵害」が、課題横断的な重要テーマとして重点的に強化されている。ＳＮＳの普及等により誹謗中傷などの被害が深刻化し、社会の分断を招くおそれがあるため。これに対し、被害に遭った場合の対応の周知に加え、加害者にならないための「責任ある情報発信」という観点からの教育や、全世代を対象とした情報リテラシー向上のための啓発が強く推進されている。また、国際的潮流を踏まえて、企業を対象とした取組支援（ビジネスと人権）やいわゆる「複合差別」の問題に着目しつつ、差別を受けやすい人々への支援だけではなく、全ての人が権利を有することを教育・啓発することの重要性に重点が置かれている。

6　新計画の目次構成と体系

【現行計画】の目次

第１章　計画策定の背景と経緯
1　人権とは
2　世界の動き
3　国内の動き
4　和泉市の動き

第２章　計画の基本的な考え方
1　計画策定の目的と位置づけ
2　計画の基本理念
3　計画の実施期間
4　計画の体系
5　計画の指標

第３章　重点的に取り組む人権施策の推進
1　家庭・地域における人権教育・啓発の推進
2　学校等における人権教育・啓発の推進
3　職場における人権教育・啓発の推進

第４章　課題別の取組の方向性
1　同和問題（部落差別）
2　こども
3　女性
4　高齢者
5　障がいのある人
6　外国人
7　インターネットによる人権侵害
8　性的マイノリティ
9　様々な人権問題

第５章　推進体制
1　あらゆる場所での人権啓発
2　関係団体との連携・推進体制
3　庁内の推進体制
4　人権施策の充実

【新計画】の整理のためのポイント・課題

■アンケートから見た和泉市に求められる姿
1．市民が参加しやすい啓発事業等の実施【A】
2．相談しやすい体制づくり【B】
3．同和問題に対する継続的な啓発事業の実施【C】
4．多分野における課題を視野に入れた取組の検討【D】

■国の方向性からみる新たな動向・視点
1．横断的・普遍的な視点の導入
ビジネスと人権：サプライチェーン全体を含めた企業の人権尊重への取組支援が求められる。【E】
複合差別：複数の属性（障害、女性等）が重複して受ける加重的な差別への対応と多様性の尊重が必要である。【F】
権利の享有主体：全ての人が「権利の主体」であると実感できる教育・啓発への転換が重要である。【G】

2．インターネット上の人権侵害への対応強化【H】
被害時の対応に加え、歪んだ正義感等による誹謗中傷を防ぐため、「加害者にならないための『責任ある情報発信』」の観点からの全世代向け教育が新たに強く求められている。

■有識者の人権施策への提言
①若年層への重点的かつ効果的な働きかけ
若年層にみられる、差別問題を被差別者の責任とする傾向や差別の解消に対する諦め・悲観的な認識・人権課題の認知度の是正。【資料３ 2.(1)】【I】
②時代に即した情報発信と手法の転換
情報入手経路がインターネット中心に移行していることや、インターネット上の人権侵害を「無視」する傾向が若年層にみられる点を踏まえた具体的な行動指針。
生成 AI などを活用した新たな相談体制の検討。【資料３ 2.(2)】【J】
③同和問題（部落差別）における「リアリティ」の回復
同和問題に対して 30 代以下でリアリティが薄れている傾向がみられる点を踏まえた啓発。【資料３ 2.(3)】【K】
④生活領域の変化に対応した施策展開（職場・インターネット）
人権侵害を経験する場が「地域社会」から「インターネット」に移行している点を踏まえた人権意識向上施策。【資料３ 2.(4)】【L】
⑤行政施策の認知度向上と参加の工夫
行政施策への認知度が減少している他、大部分の市民がイベント・講演会に参加していない現状を踏まえた広報の工夫。【資料３ 2.(5)】【M】

【新計画】の目次構成（案）

※基本は現計画を踏襲

第１章　計画策定の背景と経緯
1　人権とは
2　世界の動き
3　国内の動き
4　和泉市の動き

第２章　計画の基本的な考え方
1　計画策定の目的と位置づけ
2　計画の基本理念
3　計画の実施期間
4　計画の体系
5　計画の指標

第３章　重点的に取り組む人権施策の推進
1　家庭・地域における人権教育・啓発の推進
2　学校等における人権教育・啓発の推進
3　職場における人権教育・啓発の推進

第４章　各人権課題に対する取組の方向性
1　課題横断的な人権課題に対する取組
（インターネットによる人権侵害）
2　引き続き取り組むべき人権課題
①　同和問題（部落差別）
②　こども
③　女性
④　高齢者
⑤　障がいのある人
⑥　外国人
⑦　性的マイノリティ
⑧　様々な人権問題

第５章　推進体制
1　あらゆる場所での人権啓発
2　関係団体との連携・推進体制
3　庁内の推進体制
4　人権施策の充実

【新計画】の体系（案）

基本理念：「人権と多様性を尊重するまちづくり」
※第 6 次和泉市総合計画施策番号 8 を記載

＜重点的に取り組む人権施策の推進＞

1　家庭・地域における人権教育・啓発の推進
属性（女性、障がい等）が複数重なることで被害が深刻化する「複合差別」への認識を深め、立場の弱い人を孤立させない環境づくり
【A】【B】【F】【G】【I】

2　学校等における人権教育・啓発の推進
こどもを単なる保護の対象から一歩進め、「権利の享有主体」と位置づけて実感させる教育・啓発への転換
【A】【G】【I】

3　職場における人権教育・啓発の推進
「ビジネスと人権」の視点を導入し、サプライチェーン全体を含めた企業の人権尊重に向けた意識改革と取組支援【E】【G】【L】

＜1　課題横断的な人権課題に対する取組＞

インターネットにおける人権侵害
【H】【J】【L】
インターネットや SNS 等が、重要な情報源となっている一方で、人権侵害の新たな場となっている現状を踏まえて取組を進める。

＜2　引き続き取り組むべき人権課題＞

1　同和問題（部落差別）【C】【K】
2　こども
3　女性
4　高齢者
5　障がいのある人
6　外国人
7　性的マイノリティ
8　様々な人権問題

様々な課題に対応した周知啓発事業やイベントの展開を引き続き行っていく。
【D】【M】